

和光市スポーツ少年団野球連盟規約

（名称及び事務局）

第1条 本連盟は、和光市スポーツ少年団野球連盟（以下「少年野球連盟」という。）と称し、事務局を和光市スポーツ少年団野球連盟会長宅に置く。

（目的）

第2条 少年野球連盟は、和光市内に居住する小学生に対し、アマチュアスポーツとして正しい野球の普及と野球競技の習得、心身の健全育成を図るとともに、各団相互の親密な連携と発展及び親睦に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 少年野球連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 少年野球連盟主催の野球大会の実施。
- (2) 和光市主催の野球大会の参加。
- (3) その他、少年野球連盟の目的に必要な事業。

（組織及び参加資格）

第4条 少年野球連盟の目的に賛同する者及びクラブチームを以って組織し、本規約を遵守し和光市スポーツ少年団への登録手続きを完了するとともに、次の条件を具備しなければならない。

- (1) 和光市内に在住・在学する心身ともに健全な小学生と、野球を愛好する指導者を以って構成する。但し、指導者及び選手が和光市内より他へ転出の際は、理事会の承認を得ればこの限りではない。
- (2) 参加チームの編成は原則として、和光市内の各小学校単位（当該の小学校に通学する児童及びその通学区に居住する児童）で1チームとする。
但し、小学校単位でのチーム編成が困難な場合には、理事会の承認を得て他の小学校との調整を図ることができる。

他のチームより故意に選手の移籍を図ったり、移籍をほのめかす言動をしてはならない。もし、許可なくチームを移籍した場合、その選手が新たに所属することとなるチームは自動的に資格を失うものとする。

- (3) 他チームよりチームの移籍を希望する場合は、双方のチーム責任者の同意書を少年野球連盟に提出し理事会の承認を得なければならない。

（役員）

第5条 少年野球連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名、理事長1名、事務局長1名、事務局次長3名以内

審判部長 1 名、 監事 1 名、 幹事若干名

(2) 上記役員のほか、少年野球連盟の円滑な運営に寄与するため理事会は広報担当、渉外担当等の役員を置くことができる。

(役員を選出と任務)

第 6 条 少年野球連盟の役員は、理事会において選出する。

- (1) 会長は、少年野球連盟を統括し、代表して渉外活動にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会務を総理するとともに会務を執行する。
- (4) 事務局長及び事務局次長は、理事長の命令を受けて少年野球連盟の事務一切（会計を含む）に従事する。又、事務局長は、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 審判部長は、少年野球連盟細則に定める審判部を統括し、連盟参加の大会を担当する。
- (6) 監事は、会計を監査する。
- (7) 幹事は、少年野球連盟会務の執行に務める。

第 7 条 理事は、和光市スポーツ少年団加入単位団から 2 名（代表者・指導者）と審判部から 1 名を選出する。又、学識経験者を理事として理事会にて選出することができる。但しその数は理事総数の 3 割程度を限度とする。

- (1) 理事は、会務を掌理する。

第 8 条 少年野球連盟に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- (1) 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は 2 年とし再任を妨げない。

(会議)

第 10 条 理事会は、理事で組織し、理事長が召集し、その議長となる。但し、役員は理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

理事会は次の事項を審議執行する。なお、理事会は会務の執行に関し、必要に応じて開くことができる。

- (1) 事業計画及び予算に関する事。
- (2) 事業報告及び決算に関する事。
- (3) 役員に関する事。

(4) 規約に関すること。

(5) その他重要事項。

第11条 理事会は、理事の2分の1の出席で成立し、その議事はその出席した理事の過半数で決定する。可否同数の場合は、理事長が決定する。

第12条 理事長は、緊急を要する事項で理事会に諮ることができないときは、これを執行することができる。その際は、次に開かれる理事会で承認を受けなければならない。

第13条 総会は少年野球連盟の理事・役員・加入単位団指導者及び審判員を以って構成し、年1回1月に会長が招集し議長となり、理事会決定事項を報告する。

(会計)

第14条 少年野球連盟は別に定める細則により、チーム（連盟加盟単位団）は登録料・大会費を納める。

第15条 少年野球連盟の経費は、加盟費、登録料、参加費、補助金、寄付金、その他の収入で支弁するものとする。

第16条 少年野球連盟に金品の寄付の申し込みのあったときは、個人で收受することなく、理事会に諮り、受理するものとする。

第17条 少年野球連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(加盟及び脱退)

第18条 新たに少年野球連盟に加盟を希望するチームは、その隣接地区の理事2名以上の推薦がなければその加盟は認められないものとする。

第19条 加盟チームは、登録事項に変動が生じたときは、理事長にその旨を届けなければならない。

第20条 加盟チームは、次の各号のいずれかに該当したときはその資格を失うものとする。

- (1) 第4条に定める条件を具備しなくて、理事会が不適合と認めたとき。
- (2) 自ら脱退の意思を表明したとき。
- (3) 除名の処置を取られたとき。
- (4) 1年間無届で欠場したとき。
- (5) 著しく少年野球連盟の名誉を汚す言動・行為をしたとき。

(表彰)

第 21 条 各大会において、高学年・低学年ごとに団体表彰を行う。

(1) 団体表彰は次のとおりとする。

優勝 ・ 準優勝 ・ 第 3 位 ・ 開会式行進優秀賞

(委任)

第 22 条 本規約の施行について必要な細則は、理事会にて別に規定することができる。

(規約の改正)

第 23 条 少年野球連盟の規約の改正は理事会の議決を得て決定する。

(附則)

第 24 条 本規約に無き事項、並びに金円の支出が生じた場合は、会長が副会長および理事長と相談先決処理し、後日理事会に報告する。

本規約は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

本規約の一部を改正し昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

(会計年度を毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる改正)

本規約の一部を改正し平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(登録費 5,000 円に改正)

本規約の一部を改正し平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(登録費 10,000 円に改正)

本規約の一部を改正し平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

(大会参加費 1 チーム 5,000 円から 7,000 円に改正)

本規約の一部を改正し平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

(登録費 10,000 円から 20,000 円に改正)

本規約の一部を改正し平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(第 6 条 (5) 中、「連盟主催の大会運営を担当する」を「連盟主催及び連盟参加の大会を担当する」に改正)

本規約の一部を改正し平成 16 年 1 月 25 日から施行する。

(第 5 条の役員に、「幹事若干名」を置く)

本規約の一部を改正し平成 18 年 3 月 12 日から施行する。

（第 5 条の役員、事務局次長「1 名」を事務局次長「2 名以内」に改正）

（第 6 条に、「（7）幹事は、連盟会務の執行に務める」を加える）

本規約を大幅に見直し改正、新たに細則を制定し平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

本規約の一部を改正し平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

（第 5 条の役員、「会長 1 名」「副会長 1 名」の追加と副理事長の削除及び事務局次長「3 名以内」に改正）

（第 6 条に、「（1）会長の職務（2）副会長の職務の追加、（3）理事長の職（4）事務局長の務を改正」）

（第 7 条に、「又、学識経験者を理事として理事会にて選出することが出来る。但しその数は理事総数の 2 割程度を限度とする。」を加える）

（その他、第 8 条および第 13 条「理事長から会長」に、第 20 条 1 項「理事長から理事会」に、第 24 条「理事長が副理事長とを会長が副会長および理事長と」に改正）